

保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会（第4回）

「保育の質」を確保・向上するための取り組みと課題

平成30年8月2日

社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会 副会長 小島伸也
 全国保育士会 副会長 北野久美
 （全国保育協議会 常任協議員）

全国保育協議会

○会員：全国の公私立認可保育所・認定こども園等の約9割、約21,500か所

○事業の目標：「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現」

全保協の将来ビジョン

1. 子どもの育ちを保障する
2. 子育てライフを支援する
3. 多様な連携と協同をつくる
4. 子育て文化を育む
5. 子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

全国保育士会

○会員：約18万6,000人の保育士等が加入（全国保育協議会の内部組織）

○事業の目標：「子どもの命を育み、学ぶ意欲を育てる保育の実現をめざして」

保育士会事業の大きな柱

1. 子どもが豊かに育つ保育の実現をめざすための組織強化方策の着実な推進
2. 専門性の向上とより質の高い保育を実現するための環境構築の取り組み
3. 養護と教育が一体となった保育に対する保護者・地域社会の理解促進のための取り組み
4. 東日本大震災被災地保育士の支援

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

（「全国保育士会倫理綱領」抜粋）

○本日は、次の3点について発言したいと考えています。

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み
 - (1) 「保育の質」をどう捉えるか
 - (2) 会員施設における研修の実施状況等
 - (3) 「保育の質」を担保するための人材の養成
 - (4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

2. 多様なニーズへの対応をはかる

3. 保育の評価の方法等
 - (1) 自己評価
 - (2) 福祉サービス第三者評価事業

1. 保育内容の充実、保育の質の向上のための取り組み

(1) 「保育の質」をどう捉えるか

- 全国保育協議会では、『全保協の将来ビジョン「すべての人が子どもと子育てに関わりをもつ社会の実現」をめざして』を提唱している。将来ビジョンの「保育の質」に関する項目は、カテゴリー1「子どもの育ちを保障する」の6項目である。

カテゴリー1「子どもの育ちを保障する」

(1) 保育所保育指針に基づく質の高い保育を提供する

- ①質の高い保育について研究をすすめ、実践につなげます。
- ②自己評価等を研究・活用し、保育の質の向上をすすめます。
- ③利用者の個別のニーズに対応したきめ細かな保育を提供します。

(2) 保育者の資質向上を図る

- ④保育士等の資質向上に努め、質の高い保育を展開します。
- ⑤施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。
- ⑥研修体系を確立し、研修意欲を高め、職員が積極的に研修に取り組む環境をつくれます。

- 将来ビジョンを実現するため、会として研修の実施やツールの作成などを推進している。

- 全国保育協議会・全国保育士会では、園内研修と外部研修はどちらも重要な要素と捉え、会員の施設の理念や取り組みにあわせて両者を活用いただくことを推奨している。外部研修で得た知識・技術を園内研修にフィードバックし、効果的に組み合わせさせていただくことが重要であると考えている。

- 全国保育協議会・全国保育士会は、会員が「保育所保育指針」の「第5章 職員の資質向上」に対応して、具体的に「体系的な研修計画の作成」「組織内での研修成果の活用」等に取り組むことができるようなプログラムとしている。

- これまでの本検討会の議論において、「園外研修と園内研修の往還」が指摘されている。また、「施設の理念の伝達」や「対話と共有」「リーダーシップ論」も論点になっている。これらについて、全国保育協議会・全国保育士会の研修においても、積極的にその内容を取り入れている。

- 全国保育士会では、『保育士・保育教諭の研修体系』を策定している。保育士の専門性向上の取り組みは、全国保育士会および各都道府県保育士会等において行われているが、研修を体系化し、継続性をもたせて充実させることが課題であった。

- そこで、全国保育士会では、国家資格となった保育士にどのような専門性が必要かをあらためて問い直し、保育士に必要な研修内容と研修レベルを体系化（＝保育士として身に付けるべき資質を獲得するためのシステム）した。

- 計画的な研修事業の展開をはかり、これをもって、保育士の一層の資質向上を図ることとし、そのためのツールとして研修体系を作成した。「階層別に求められる保育士・保育教諭の姿と業務」として、各園での役職ごとにどのような役割が期待されているのかをまとめるとともに、階層ごとに求められる知識と技術を整理し、その獲得のための具体的なカリキュラムを示している。

- 『保育士・保育教諭の研修体系』は、保育士資格の法定化を受け検討を開始し、平成 17 年 3 月『保育士の研修体系』を取りまとめた。その後、平成 21 年 4 月の前回の指針改定施行による改訂を経て、今般の指針改正にともない、平成 30 年 3 月に改訂 2 版を発行した。

(2) 会員施設における研修の実施状況等

- 全国保育協議会では、「会員の実態調査 2016」を実施した。集計結果をみると、「施設内研修」は 93.3%の施設において実施しており、ほとんどの施設において園内研修を実施していることがわかる。園内研修を実施していない施設も 6.0%ある（参考資料「図表 85 設置・運営主体別 施設内研修の実施状況」）。

- 園内研修における研修テーマは、「保育内容」に関するものが多い（85.1%）（参考資料「図表 88 正規職員に対する施設内研修のテーマ」）。

- 園内研修を実施していない(6.0%程度)の理由は、「施設外での研修機会を設けているため、施設内では行っていない」(61.2%)が多数であり、「保育士・保育教諭の勤務時間の多様化により、研修時間を合わせる事が難しいこと」(51.6%)や「開所時間の長期化により、研修時間の確保が難しいこと」(33.7%)もあげられている(参考資料「図表 91 施設内研修を設けていない理由」)。

(3)「保育の質」を担保するための人材の養成

施設長としての学びと役割強化

- 社会や制度、地域や子育て家庭の様相等により、経営環境が大きく変化する中、施設長のマネジメントやリーダーシップはいっそう重要である。会員から寄せられる声や研修会の受講者アンケートから、施設長として持つべき視点を学習する機会を増やしてほしいというニーズは高まっている。
- 全国保育協議会としての「施設の長」についての考え方は、教育・保育施設長専門講座の前提となる『保育所長の研修体系』によるものである。
- 全保協の将来ビジョンに示された行動計画を具体化し推進するため、施設長として具備すべき資質・学習領域を次のようにまとめ、「教育・保育施設長専門講座」を実施している。
(平成12年から実施。平成29年度までの修了者は1,314名。)
- 『保育所長の研修体系』は平成21年5月に策定し、今般の改定指針にあわせ、平成29年度に内容の見直しを行い、平成30年6月に改訂した『教育・保育施設長の研修体系』の「学習領域」を公表。平成30年度「教育・保育施設長専門講座」のプログラムから学習領域の内容を適用した。
(「教育・保育施設長専門講座」は年3回のプログラム〔2～3日間〕で構成。プログラム(2)と(3)はレポート課題を提出。)
- 「教育・保育施設長の研修体系」の「学習領域」

1. 教育・保育施設長としての基盤
 - (1)施設長としての資質・素養
 - (2)リーダーシップ
 - (3)福祉・保育の理念と歴史
 - (4)制度・基本的仕組みの理解

(5) 社会福祉法人の仕組みの理解

2. 教育・保育施設の経営のための知識・技術

- (1) 教育・保育施設の経営のための知識・技術
- (2) 教育・保育施設長としての質の向上の取り組み
- (3) 子育て支援の総合的な拠点(プラットフォーム)としての教育・保育施設
- (4) 地域・関係機関との連携

○講座の受講者アンケートでは、講座全体の満足度は **8 割**を超えている。その要因として、保育の視点を基本としながら上記の学習領域について講義とグループワークにより、受講者が相互に話し合う時間が十分に設定していること、自身の振り返りと課題の整理ができること、また、講座受講後に課されるレポートによって、それらの課題に対する施設での取り組みが強化されていることがあげられる。

主任保育士・主幹保育教諭としての学びと専門性の向上

○子ども・家庭をめぐるさまざまな課題に対応する保育所・認定こども園において、主任保育士・主幹保育教諭に期待されている役割は高まっている。

○全国保育士会は、主任保育士・主幹保育教諭としての質を高めるため、「主任保育士・主幹保育教諭特別講座」を実施している。

(昭和 62 年から実施、平成 29 年度までの修了生は **2,009 名**。)

○保育所で中核的な役割を担う主任保育士・主幹保育教諭に「保育内容の質的充実をはかる」「保育のリーダーとしての力量を高める」「保育のスーパーバイザーとしての知識・技術を磨く」「地域社会への子育て支援における役割を担う力量を高める」「実践研究の進め方を会得する」ことを目的としている。

(集中講義は年 2 回 [3・4 日間]。課題レポート 4 本、修了論文 1 本を提出。)

受講者の「ねらい」の達成度合い

(第 30 期受講者アンケートから、「ねらい達成できたか、そう思う・ややそう思う」の回答割合を抜粋)

- ・保育内容の質的充実をはかる 99.5%
- ・保育のリーダーとしての力量を高める 94.9%
- ・保育のスーパーバイザーとしての知識・技術を磨く 92.3%

- ・地域社会における子育て支援の役割を充実させる 92.3%
- ・実践研究の進め方を会得する 87.2%

受講者の感想

- ・研究テーマを持って保育をすることで、子どもをよく見るようになり、自らの保育内容を工夫するようになった。
- ・レポートや修了論文の執筆において、自分の考えや思いを文字や言葉でどう表現すれば相手に伝わるか身についた。
- ・主任保育士としての自覚と認識をもって、自分の立場を改めて確認することができた。

どのように保育の質を担保するか — 「保育活動専門員」認定制度

- 保育の質を維持・向上させるためには、継続した学習と実践の振り返りが大切である。教育・保育施設長専門講座、主任保育士・主幹保育教諭特別講座を修了された方を中心に、「保育活動専門員」認定制度を実施している。
- 平成 19 年度の制度開始時、子どもの育ちや子育て家庭への支援が社会的な課題であった。子育ての専門機関として地域に密着した活動を行っている保育所に大きな期待が寄せられ、その期待に応えるためにも、保育所として職員一人ひとりの質の向上に取り組むことが求められていた。研修を受けた実績を内外に示すとともに、研修意欲を高める仕組みとして本制度をスタートした。保育組織全体の取り組みとして、この仕組みを活用することで保育の質の向上につなげていくことを目的としている。
- 保育所の地域における子育て支援に対する役割がますます拡大するなかで、一定の研修を受けた職員がその施設にいることを証明するための一つのツールとしてご活用いただいている。また、5 年ごとの更新制度によって、学習を継続していることが証明され、向上のための努力を目に見えるかたちで示すことができている。
- 平成 19 年度から制度を開始。平成 29 年度までに 1,746 名の方が認定を受けている（認定時、施設長 798 名、副施設長 223 名、主任保育士 16 名他）。
- 認定者のアンケートから、申請の目的について、「これまで受けた研修実績の証明」のため、「今後の保育実践における資格として」の 2 つの回答は 8 割を

超えている。また、認定後の活用方法として、継続して研修を受けていることの証明として活用していただいている例や、施設掲示用認定証を施設に掲示し、保護者に研修受講の証として、信頼獲得につなげている例がある。

(4) 保育を「見える化」し、質の向上につなげるツールの開発

『養護と教育が一体となった保育の言語化』

① 本報告書作成に至った経緯

- 保育所が行っている「養護と教育が一体となった保育」に対する保護者や関係機関等の理解をさらに深めることが必要である。
- また、保育士は「養護と教育が一体となった保育」を、明確な意図のもとで実践しており、これが保育士の専門性だと考えるが、自らの保育を「他者に説明する」ことは容易ではなく、保育を整理して考えるためのツールが必要と考えている保育士が多いとの声もあった。
- これらの課題認識をふまえ、保育を論理的かつ具体性をもって明示することにより、保護者や地域社会の保育に対する理解促進と保育士の専門性向上に資すると考え、特別委員会を設置して検討、報告書を作成した。

② 本冊子のねらい

- 養護と教育が一体となった保育について、論理的かつ具体性をもって明示（言語化）し、その発信をもって、保護者や地域社会の保育に対する理解の深まりを促進する。
- 保育士一人ひとりが、自らの保育を見つめなおし、他者に説明できるように言語化するきっかけとする。もって、いっそうの保育士の専門性向上に寄与する。

③ 研修会での活用

- 本報告書に記載の事例を抜粋した研修用ワークブックを作成。ワークブックは、保育のある場面を提示し、その場面における保育者のかかわりの意図と、そのかかわりが子どものどのような育ちにつながっているかを保育士一人ひとりが考える内容である。
- 本ワークブックを活用した園内研修として、ワークブックに掲載の事例について考えることと併せて、身の回りのさまざまな保育場면을切り取って、自らのかかわりの意図と子どもの育ちについて考え

ることにより、自らの保育を見つめなおす等が行われている。

- 合わせて、各園での園内研修時に行った、自らの保育場面の言語化を持ち寄り、地域や県の保育士会での研修に活かすことも考えられる。

2. 多様なニーズへの対応をはかる

- 保育ニーズの多様化とともに、配慮の必要な子ども、障害のある子ども、病児・病後児、アレルギー対応、児童虐待、生活面・精神面などで支援の必要な家庭などが増えている。多様な背景を支えるための保育所の取り組みは複雑かつ高度化している。さまざまな対応が保育所に求められる中で、養護と教育が一体となって子どもの育ちを支える実践や、多様な家庭に対する保育ソーシャルワーク、貧困等に対応するための福祉的な視点による保育についての確保・向上が必要である。
- 「**会員の実態調査 2016**」において、各施設での取り組みをみると、「障害児保育」の実施をしている施設は、**76.6%**である。**2011**年調査の**74.8%**から増加している（**図表 127**「設置・運営主体別 障害児保育実施の有無」、**図表 128**「**2011**年との比較」）。
- 障害児加配保育士を「配置している」施設は**82.8%**である（**図表 129**「障害児加配保育士の配置」、**図表 130**「施設種類別 障害児加配保育士の人数」）。
- 「障害者手帳を持つ子ども、または行政が障害児保育の対象と判断した子ども」の平均は**2.6**人、**2011**年調査と比較すると、平均人数は増加している（**図表 131**「施設種類別 障害児保育対象児童数」、**図表 132**「**2011**年との比較」）。
- 障害児保育対象以外の「特別な支援が必要な子ども」がいる施設は**79.4%**であり、平均**4.1**人である（**図表 133**「障害児保育対象以外の特別な支援が必要な子どもの有無」、**図表 134**「施設種類別 対象以外の特別な支援が必要な子どもの人数」）。
- 障害児保育を実施している施設において、「家庭支援」の具体的内容は「子育て支援」が**86.2%**で最多である（**図表 135**「家庭支援の内容」）。
- 障害児保育を実施している施設において、小学校との連携・接続の取り組みは、「小学校との情報連携」**89.6%**である（**図表 136**「小学校との連携・接続の取

組状況)。

- 障害児保育を実施している施設において、「小学校以外に連携・接続している機関」は、「療育機関」「自治体」「保健所・保健センター」の順になっている（図表 137 「小学校以外に連携・接続している機関」）。
- 「生活面・精神面などで支援の必要な家庭」は 62.9%の施設にみられ、2006 年調査では 57.9%であり、増加している（図表 138 「設置・運営主体別 生活面・精神面などで支援の必要な家庭の有無」、図表 139 「2011 年との比較」）。
- 「児童虐待のある、あるいは疑われる家庭」は 32.9%の施設にみられ、平均 1.8 ケースである（図表 142 「設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の有無」、図表 143 「設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の数」）。
- 「食物アレルギーのある子ども」のいる施設は 90.6%であり、そのうち「除去食・代替食の提供」は 95.1%である（図表 36 「食物アレルギーのある子どもの有無」、図表 37 「食物アレルギーのある子どもへの対応」）。
- これらに対応するため、子どもと保護者に関する情報共有、日々の保育のなかでの工夫、子どもとの関わりを職員間で共有し、対応方法についての学習や見直しのために、保育を「見える化」することが重要である。そのため、自己評価や園内研修等を通じて見直しを行うためのツールを開発している。

『保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト』

① 本チェックリスト作成に至った経緯

- 平成 28 年 1 月、認可外保育施設で働く保育士による園児への虐待事件がニュースで報道された。
- 上記事件は極端な例であるが、本事件から「保育の現場で働く保育士等が行うなにげない行為が、子どもの人権侵害につながっていることがあるのではないか」との問題意識につながった。
- 「子どもの人権侵害につながる保育士の行動を具体的に示し、保育士一人ひとりが自らの保育と照らし合わせることが必要」等の意見が会員からあがり、本チェックリストの作成に至った。

② 本チェックリストのねらい

- 保育の現場で働く保育士が、保育を行ううえで重要な「子どもを尊重する」ことや「子どもの人権擁護」についてあらためて意識を高め、自らの保育を振り返る。
- 自らが意識をせずに「子どもを置き去りにした保育」や「保育者の都合ですすめる保育」、「一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しない関わり」等を行っていないかの自己点検を行う。
- もって、日々の保育の質向上につなげる。

③ 研修会での活用

- 会員が所属する施設や地域の保育士会、また都道府県・指定都市保育士会にて、本チェックリストが研修で活用されている。
- 都道府県保育士会での研修において、県内各園にて本チェックリストを用いた園内研修を実施した後、その結果を県保育士会での研修時に持ち寄り、ディスカッションの材料とするなどの活用例などがある。
- 保育士会として、チェックリストを活用し、園内と園外で往還的に研修を実施している。具体的には、次の表のような実施方法、実施時の意見がある。

<p>1. 実施方法</p>	<p>研修会で活用。</p> <p>① 県保育士会に加盟するすべての保育所・認定こども園に対し、<u>保育者の気づきや考察を自らの保育のエピソードと絡めながら、チェックリストや子どもの権利条約について話し合う園内研修の実施を依頼</u>。</p> <p>② 各園から持ち寄ったエピソードを、県内の各ブロックで精査する。</p> <p>③ 各ブロックで精査した<u>エピソードを冊子にまとめ、県内ブロック保育士会の代表が集まる研修の際に、資料として配布</u>。</p> <p>④ 研修では、午前中には<u>各ブロックのエピソードや各園での研修の進め方を報告</u>し合ったあと、それをふまえての<u>ディスカッション</u>を行う。午後は、<u>子どもの権利条約についての講演</u>をいただく。</p>
<p>2. 実施による変化</p>	<p>【個人の変化】</p> <p>○ エピソードを書く際に、チェックリストを参考にし、自分の保育を振り返ることができた。また、園内研修として職員で話し合い共有することで、新たな気づきがあり、<u>自分の保育を客観的に振り返ることができた</u>。子どもや保護</p>

	<p><u>者の見方が変わり</u>、寄り添うとはどのようなことか考えるようになった。</p> <p>【組織としての変化】</p> <p>○ 県保育士会研修会は、主に制度について学び合う場である。今回の指針改定や児童福祉法の改正に絡めて、子どもの権利を考える機会において、<u>チェックリストが有効活用され、そのことが、職員の質を高めることにつながった</u>と考える。<u>県としての研修企画にもつながる。</u></p>
<p>3. 実施者の感想</p>	<p>○ チェックリストの存在は知っていたが、エピソードを書く際の資料として読み返した時、<u>自分の保育中にも、子どもの権利を侵害していないか、考えるようになった。</u></p> <p>○ チェックリストを通して、場面ごとの振り返りを行ったり、チェックリストに記載されている「より良いかわりへのポイント」を読んだりしたこと、また、職員間での話し合いをすることで、他の見方にも気づき、どうすれば子どもの最善の利益を守ることができるのか、さらに考えるようになった。</p>

- なお、活用例を全国保育士会ホームページで公開する等、本チェックリストの活用の促進にもつとめている。

『保育士・保育教諭として、子どもの貧困問題を考える』

① 本書作成に至った経緯

- 子どもの生活や心身の状況の変化を、様々な場面で気づくことのできる環境にある保育士・保育教諭が、日本の「子どもの貧困」の過酷な状況を認識し、児童福祉に携わる者として可能な支援を行うことは、子どもの健やかな育ちにつながると考え、子どもの貧困問題の捉え方、対応の流れ、留意点、連携先、保育の中の気づき（観察のポイント）を整理した。

② 本書のねらい

- 保育士・保育教諭として子どもの貧困問題の捉え方を確認するとともに、貧困への気づきを組織としての共通理解につなげる。

③ 研修会での活用

- 本書は、園内研修や外部研修で活用するとともに、地域における会議等において、貧困への理解を深めていただくために配布し、どのような取り組みができるのか検討した。

『気づく かかわる つなげる』（全国社会福祉協議会 編）

① 本書作成に至った経緯

- 近年、子どもや子育て家庭をめぐる環境は著しく変化し、子育ての悩みを相談したり、困った時に頼ったり、地域の中で見守られながら子育てを行うことが難しい場合が増えている。
- そのため、重大な子育てリスク（虐待、養育拒否等）への介入だけでなく、子育てに対する身近な支援や相談対応を、地域の中で意識的に行う必要性が一層高まっている。
- 日々子どもと保護者に接する保育所等が積極的に虐待予防につとめることの重要性を認識している一方で、新任職員を中心として「子どもや保護者の違和感や変化に気づくことが難しい」「違和感や変化に気づいても、どのようにかかわってよいかわからない」等の声があり、保育所等で働く保育士が、虐待に至る前段階で活用できるツールが必要との認識に達した。

② 本書のねらい

- 「日々の保育実践のなかで、子どもや保護者の見えざる SOS に保育者が気づき、かかわって、支援や関係機関につなげる」ことにより、児童虐待を予防する。

③ 研修会での活用

- 本書は、具体的な事例から保育所等における児童虐待予防を考えられる内容であるため、平成30年7月20日付で出された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に記載の保育所等の職員に対する児童虐待に関する研修のためのツールとして、園内研修、園外研修のいずれにおいても活用できるツールである。
- 平成29年度は、全国社会福祉協議会において、保育関係者や社会的養護施設関係者等を対象に、本書を活用した研修会を開催（受講者137名）。本書に掲載されている事例だけでなく、実際に各施設で行われている実践から、児童虐待のための他機関との連携や支援について理解を深めた。

【受講者のアンケート結果（一部編集・抜粋）】

- 今まで虐待等は当園にはないと思っていたが、昨年度児童相談所より連絡が入るケースがあり、気づかずにいるだけなのではと感じた。今回の研修でたくさんの気づきがあった。できればもっとたくさんの保育園関係者に聞いてほしい。
- 園内研修で虐待について取り上げるため、知識を高めようと参加しました。虐待は難しい問題ではありますが、とても勉強になり、園内研修でも活かせると感じた。
- 保育園はどうしても他機関との関わりが少ないが、連携を取って他職種の力をお互いに発揮して、子どもの支援をする必要があると感じた。

3. 保育の評価の方法等

(1) 自己評価

- 「会員の実態調査 2016」において、自己評価の実施状況をみると、全体で**67.9%**が実施している（図表 160「設置・運営主体別 自己評価の実施状況」、図表 161「2011年との比較」）。
- 自己評価は、評価を踏まえた計画の改善がすすむことが求められる。研修会等において指針に示されている内容を解説・確認するとともに、自己評価のツールの一つとして、「2」で提示した書籍等も活用するように呼びかけ、会員の取り組みの強化につながっている。

(2) 福祉サービス第三者評価事業

- 「会員の実態調査 2016」から、第三者評価の受審状況をみると、**15.8%**が受審しており、前回調査（**10.6%**の受審）と比べて受審率は向上しつつある。会員の受審への意識は高まっているが、受審率は伸びていない（図表 163「設置・運営主体別 第三者評価の受審状況」）。
※ただし、**2011**年度調査では直近**3**年間、**2016**年度調査では直近**4**年間の受講状況について聞いている。
- 受審した施設の意見として、業務改善につながったという意見が多い。受審率をさらに高めるため、教育・保育施設長専門講座では、平成**30**年度から「業

務改善と福祉サービス第三者評価」のプログラムを追加している。受講者からは、第三者評価についてその仕組みが理解でき、受審してみようと思った、という意見や、評価機関（評価調査者）の数を増やしてほしい、という意見もある。

○外部に対して根拠をもって施設運営や保育を説明できることが、第三者評価の受審にとって大切な視点であり、保育所に求められていることと捉え、研修会等において、第三者評価の意義を解説、仕組みの周知をすすめている。

○第三者評価の受審には、評価機関が保育に詳しくないことにより、正しい評価が受けられないのではないかと、との懸念の声がある。評価機関に保育の内容についての知識を深めていただくことはもちろんであるが、施設側からの自己評価結果に基づく対話を重視し、自施設の考え方をしっかりと説明し、新たな気づきを得て改善に取り組むことが重要である。

○現行の「保育所における自己評価ガイドライン」においても「既存の評価項目を利用して振り返る方法」が示されている。

例えば、第三者評価の自己評価の際には、評価基準の考え方、評価の着眼点などを参考に、保育の内容を振り返りながら項目を確認していく。とくに、「内容評価基準ガイドライン」は、各施設で日々実施している項目「保育内容」「子育て支援」「保育の質の向上」を見直す機会であり、保護者や地域の人たち、外部の人（評価機関、評価調査者も含めて）に対して、保育内容を説明することもできる。この評価基準を活用することも大切な視点といえる。

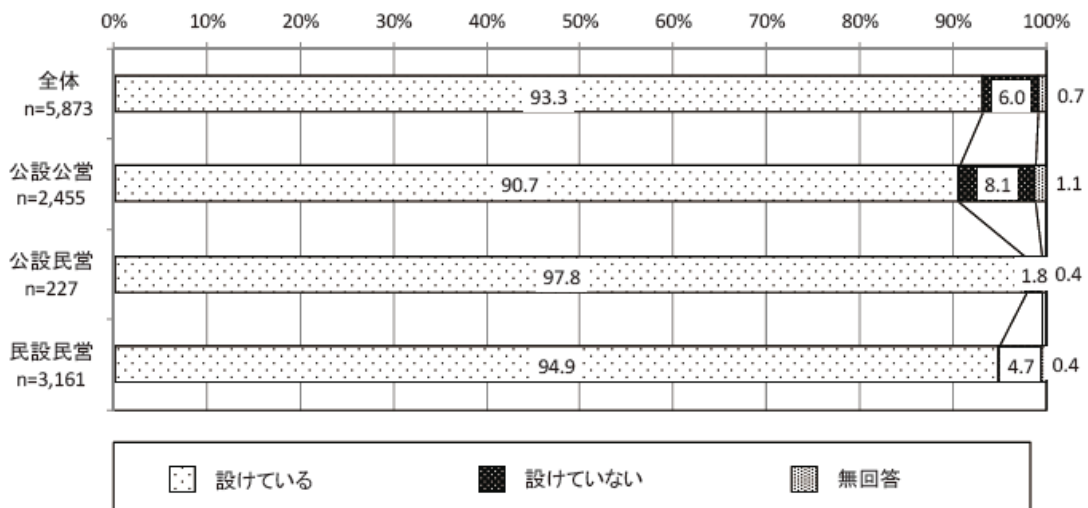
○第三者評価の評価基準について、改定された保育所保育指針にあわせた見直しが必要である。第三者評価における自己評価について、「保育所における自己評価ガイドライン」による自己評価と別の視点等に基づくものとして示されると、本来の評価の目的である業務改善を異なる視点で別々に行うこととなり、現場に混乱が生じてしまうため、考慮することが必要である。

参考資料

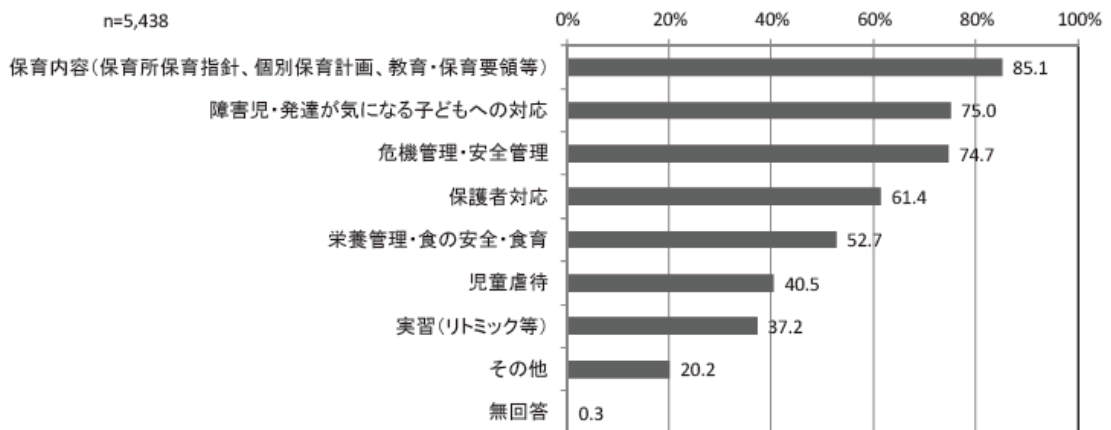
○全国保育協議会「会員の実態調査 2016」

- ・調査時期：平成 28 年 9 月～平成 28 年 12 月
- ・調査対象：全国保育協議会会員施設 21,185 か所
有効回収数 5,873 件 (27.7%)
- ・調査項目：保育施設の状況等
- ・調査結果は全国保育協議会ホームページに公表 (2011 年、2016 年に実施)
<http://www.zenhokyo.gr.jp/cyousa/cyousa.htm>

図表 85 設置・運営主体別 施設内研修の実施状況：単数回答

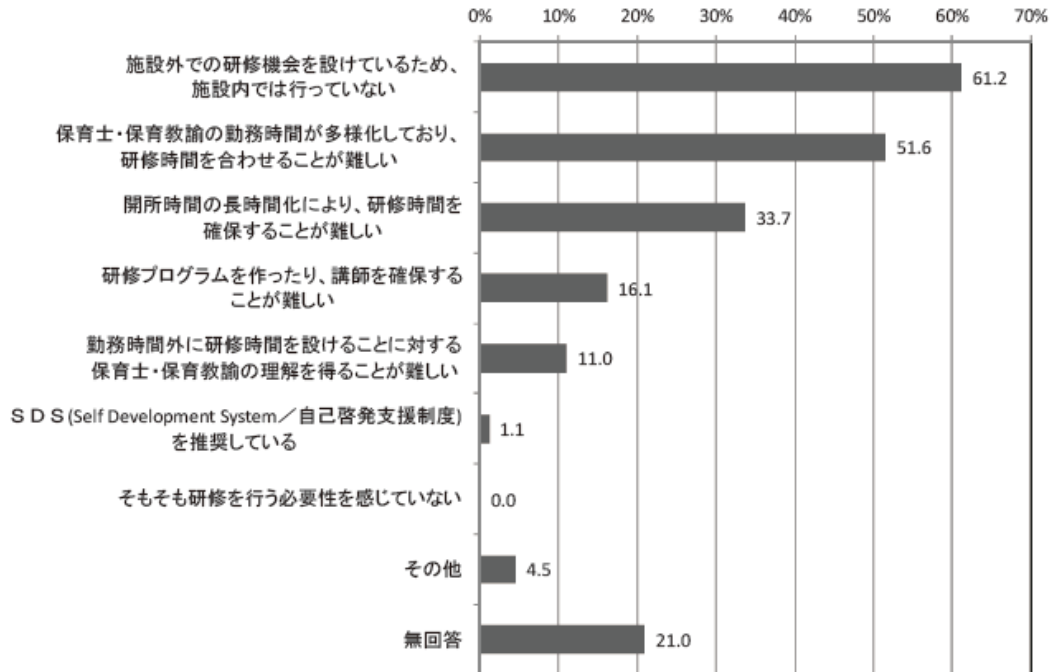


図表 88 正規職員に対する施設内研修のテーマ：複数回答

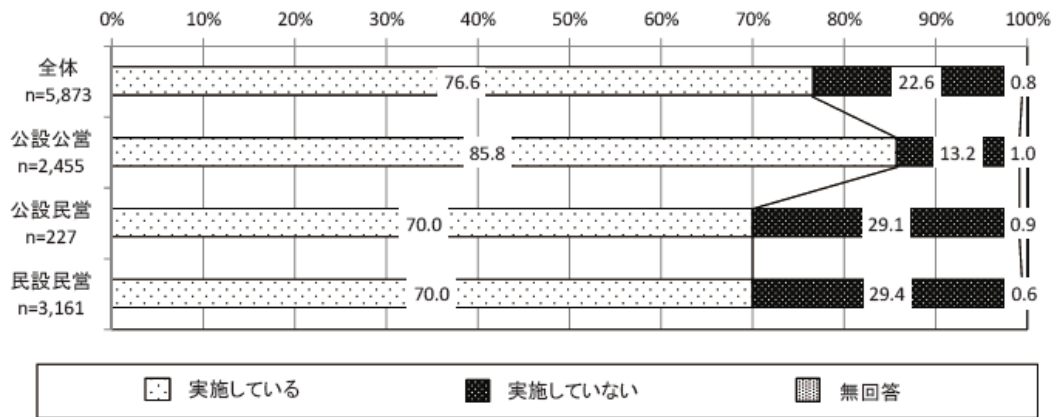


図表 91 施設内研修を設けていない理由：複数回答

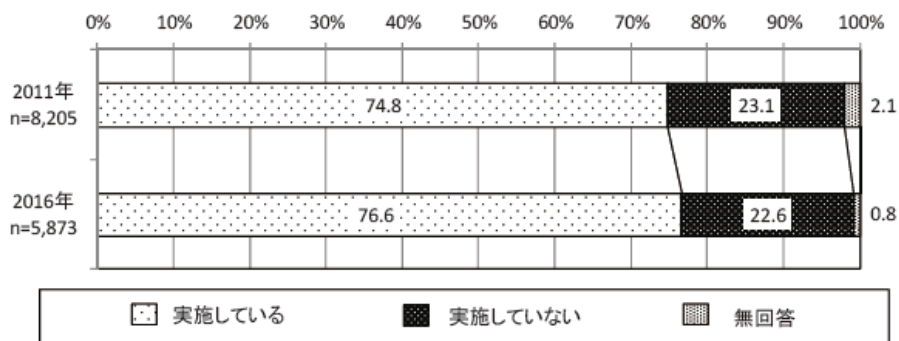
n=353



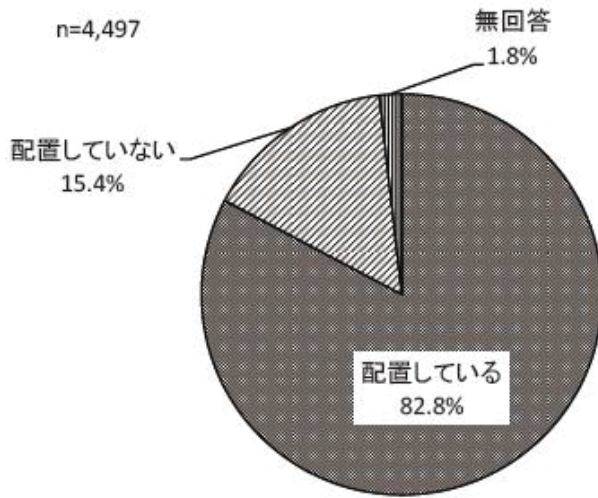
図表 127 設置・運営主体別 障害児保育実施の有無：単数回答



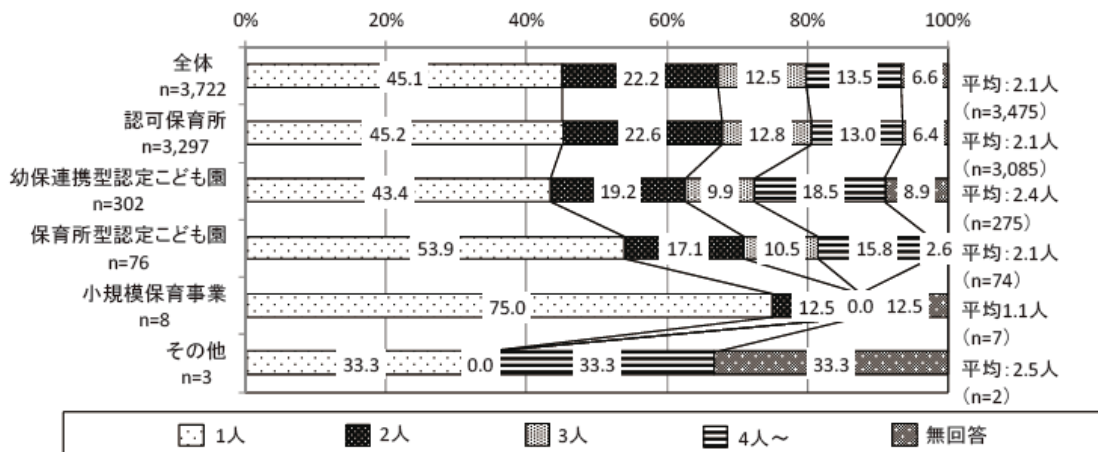
図表 128 2011年との比較



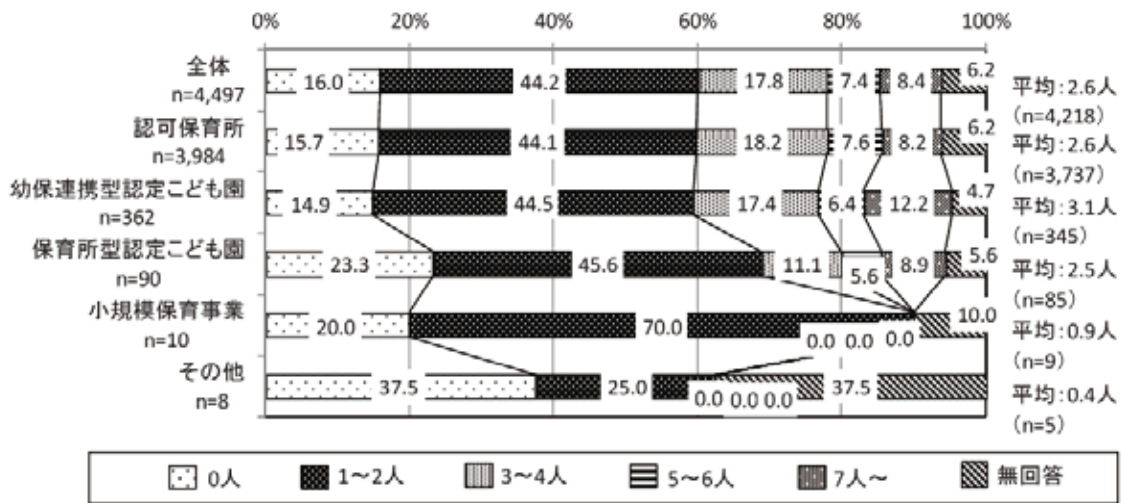
図表 129 障害児加配保育士の配置：単数回答



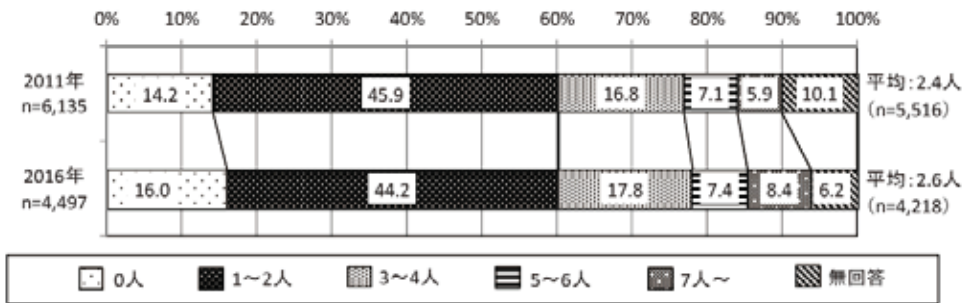
図表 130 施設種類別 障害児加配保育士の人数：数値回答



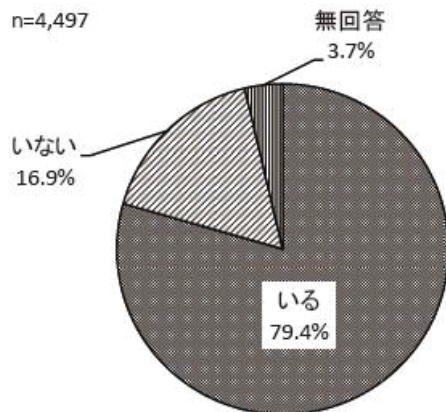
図表 131 施設種類別 障害児保育対象児童数：数値回答



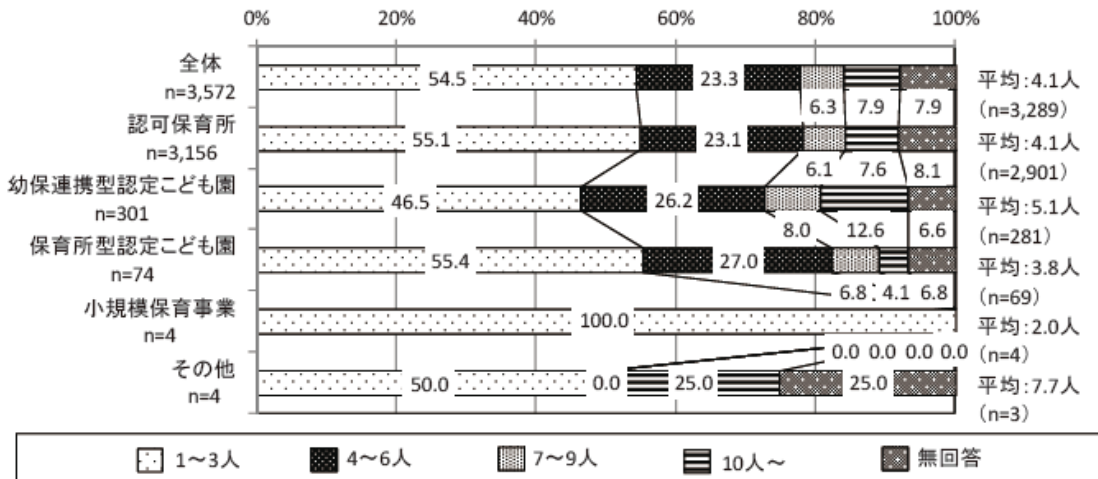
図表 132 2011年との比較



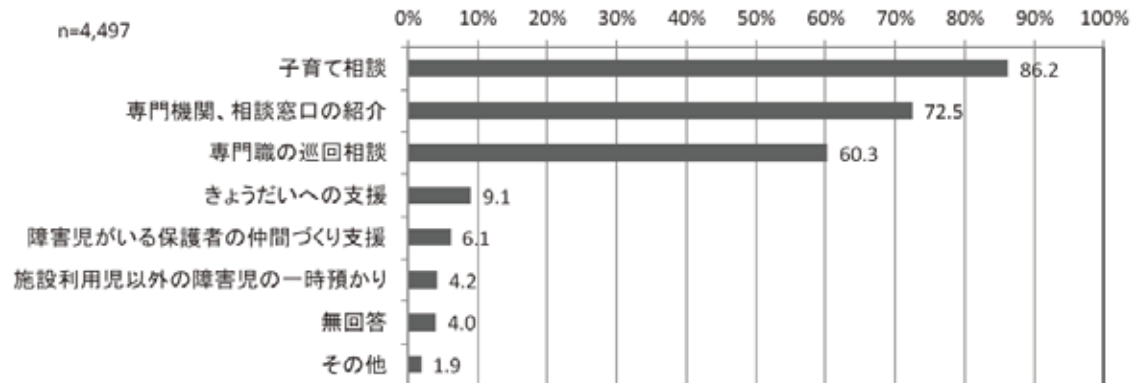
図表 133 障害児保育対象以外の特別な支援が必要な子どもの有無：単数回答



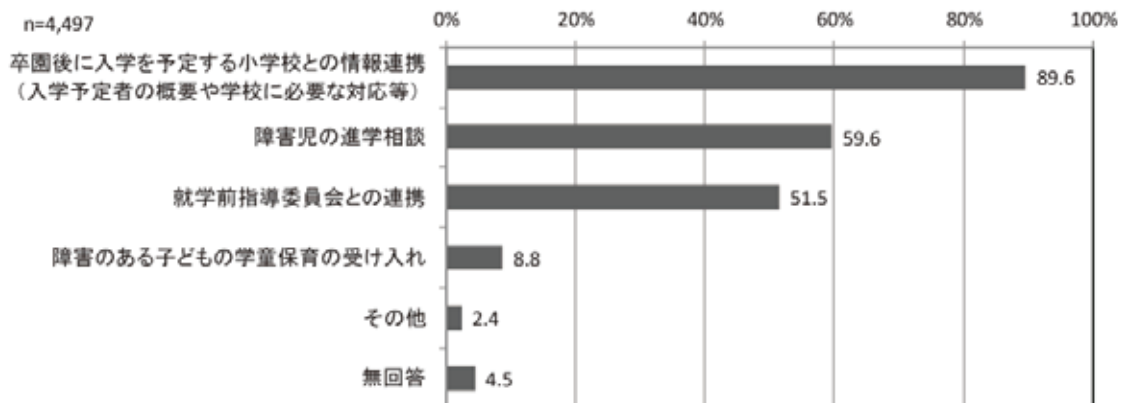
図表 134 施設種類別 対象以外の特別な支援が必要な子どもの人数：数値回答



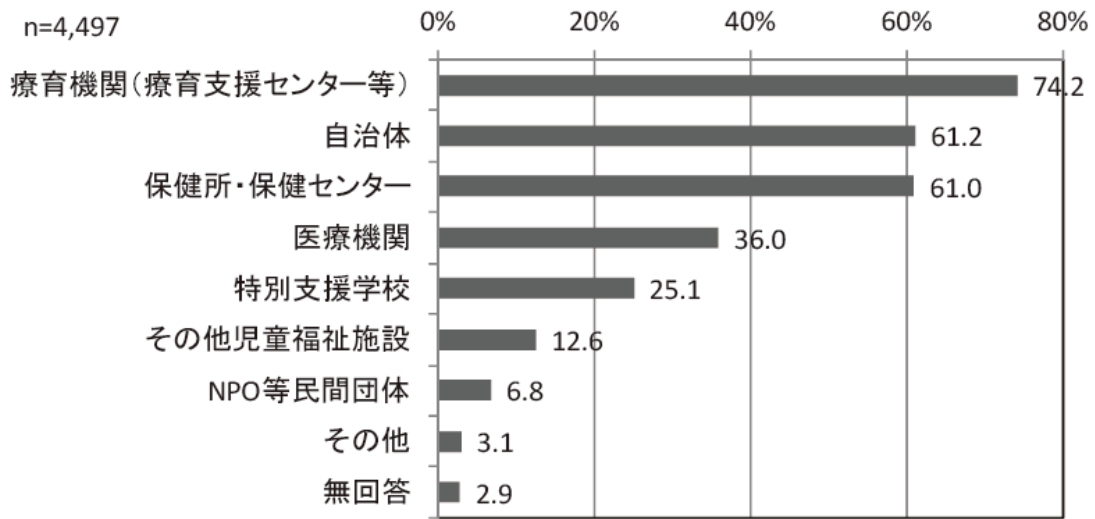
図表 135 家庭支援の内容：複数回答



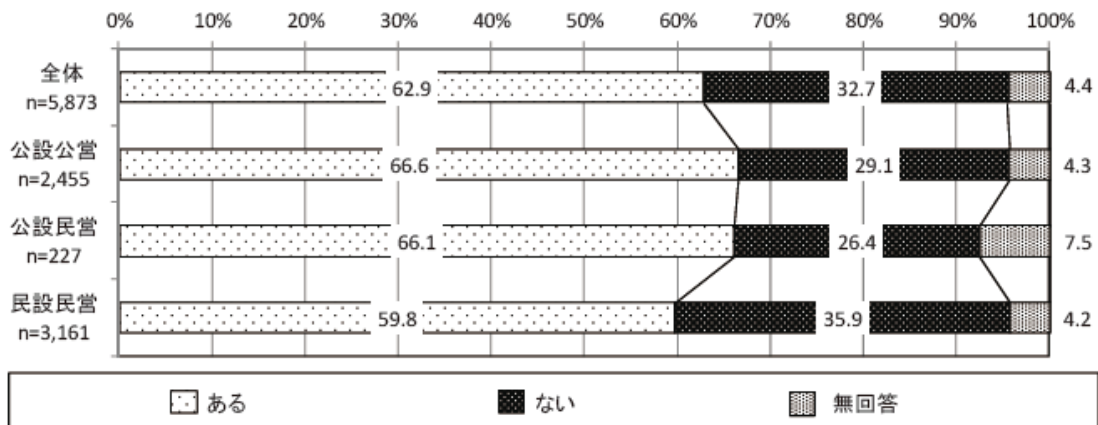
図表 136 小学校との連携・接続の取組状況：複数回答



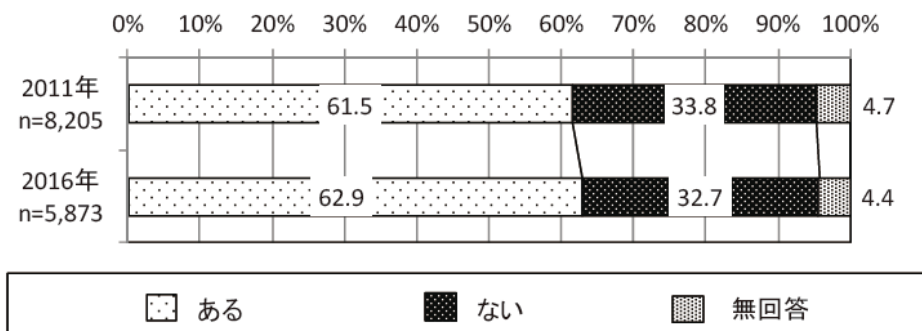
図表 137 小学校以外に連携・接続している機関：複数回答



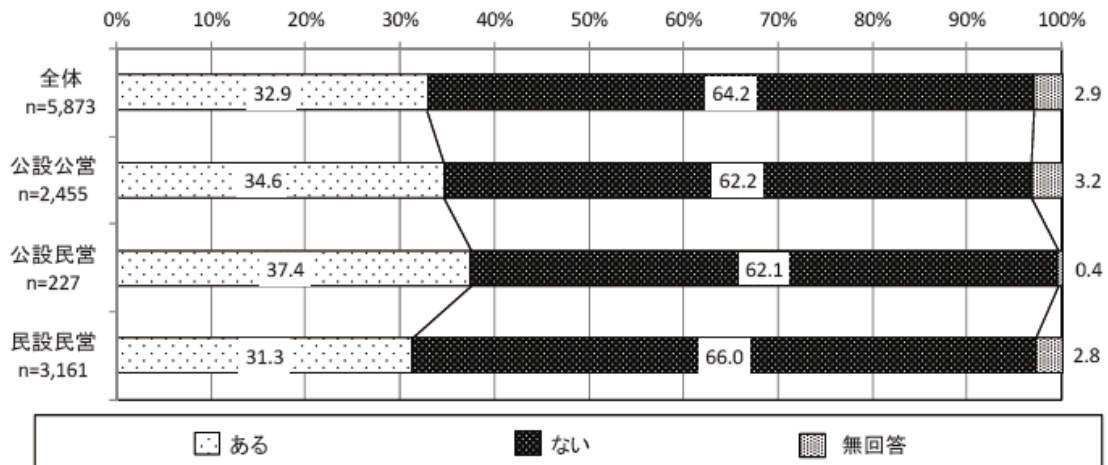
図表 138 設置・運営主体別 生活面・精神面などで支援が必要な家庭の有無：単数回答



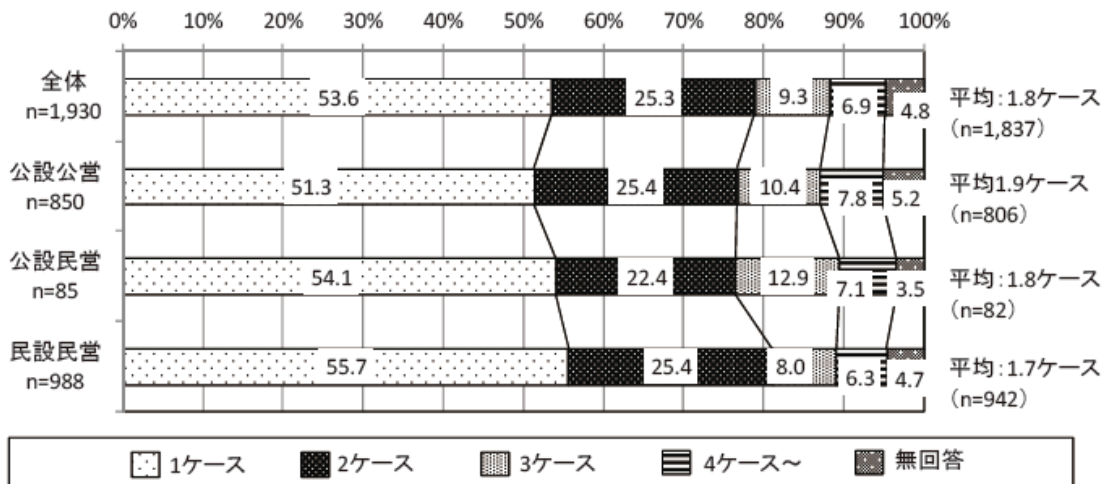
図表 139 2011年との比較



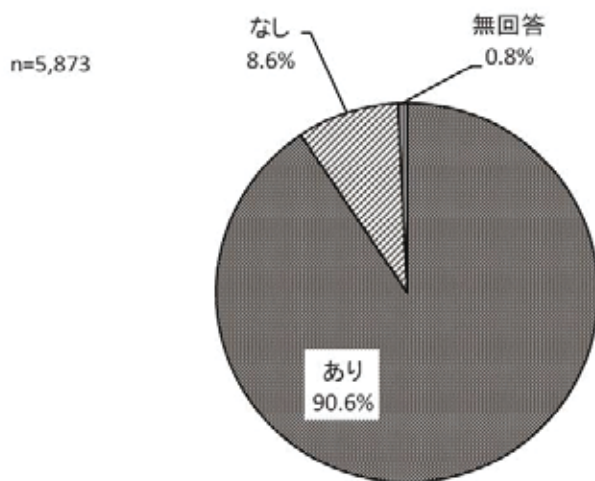
図表 142 設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の有無：単数回答



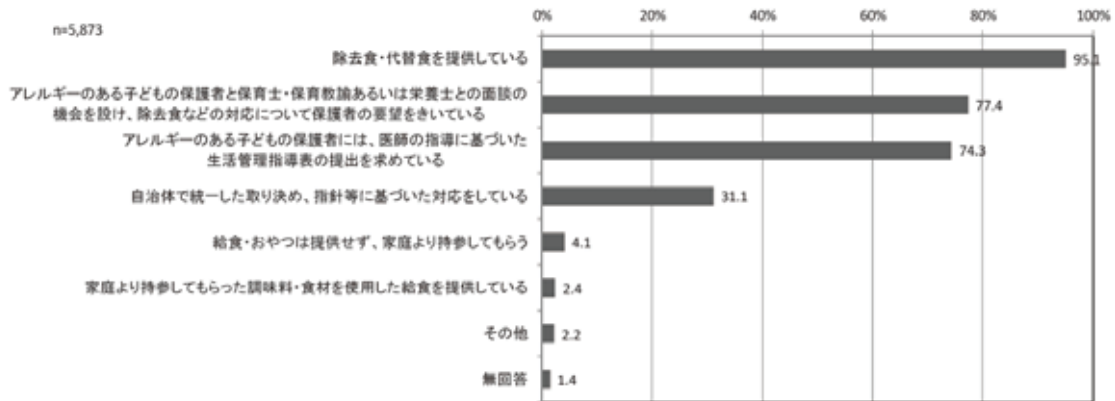
図表 143 設置・運営主体別 児童虐待のある、あるいは疑われる家庭の数：数値回答



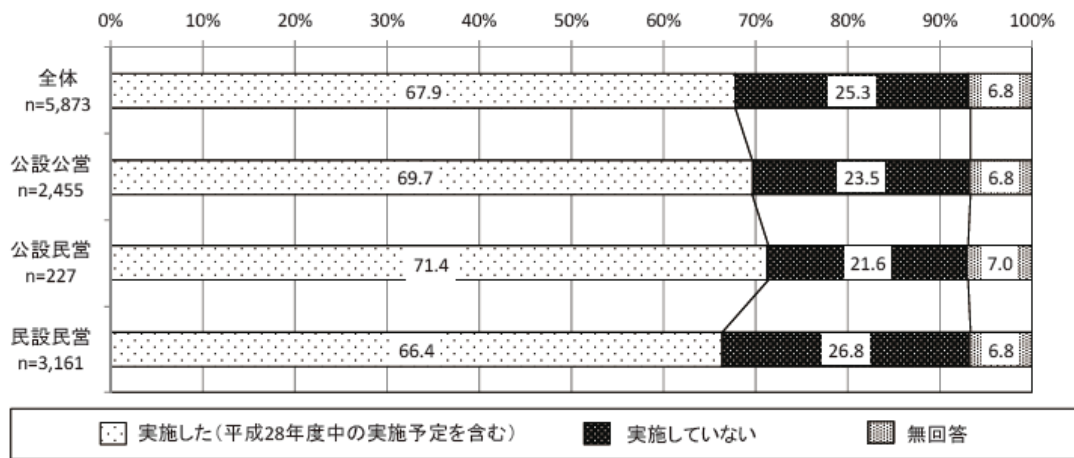
図表 36 食物アレルギーのある子どもの有無：単数回答



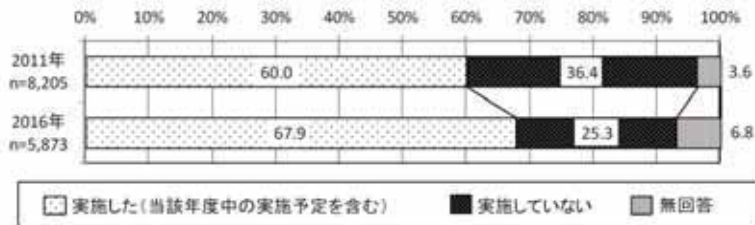
図表 37 食物アレルギーのある子どもへの対応：複数回答



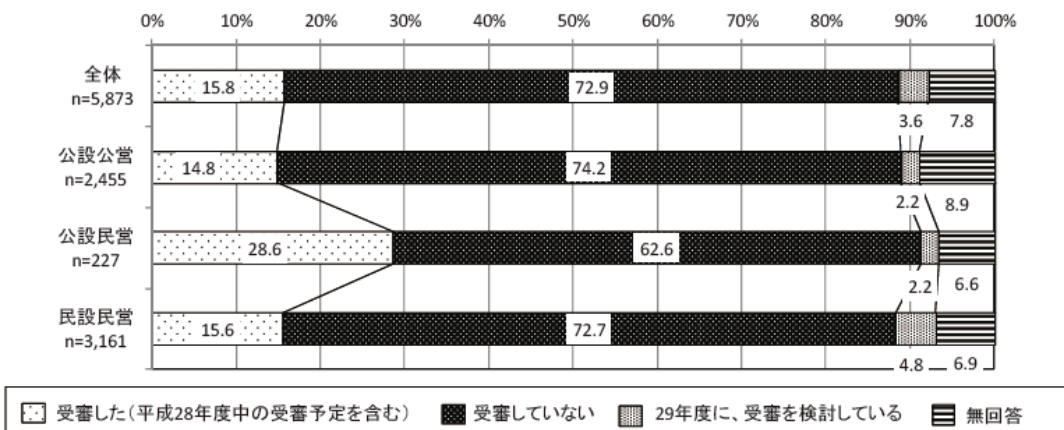
図表 160 設置・運営主体別 自己評価の実施状況：単数回答



図表 161 2011年との比較



図表 163 設置・運営主体別 第三者評価の受審状況：単数回答



○教育・保育施設長専門講座カリキュラム

1 プログラム(1) 「保育の将来ビジョン」		2018(平成30)年9月2日(日)～3日(月)	
		定員：400名 会場：新横浜プリンスホテル	
9月2日(日)			
	12:30	13:30	15:00 15:20 16:50
	受付	教育・保育施設等における保育の基本と実践 (鯨岡 峻)	子どもの権利・主体としての子ども (山縣 文治)
9月3日(月)			
9:20	10:50 11:10	12:40	13:30 15:00 15:20 16:50
保育をめぐる国の動向(仮) (厚生労働省)	保育の理念と実践哲学 (網野 武博)	昼食	教育・保育施設長のあり方 (山崎 美貴子) 改定された「保育所保育指針」を読む (汐見 稔幸)
●プログラム終了時に、受講証明書を配布します。			(表中講師名 敬称略)

○プログラム(1) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設等における保育の基本と実践 講師：京都大学 名誉教授 鯨岡 峻 氏	保育所は、子どもについて家庭と緊密な連携をはかりながら、その最善の利益を考慮しつつ、養護と教育を一体的に提供し、もって子どもの心身の健全な発達をはかり、その福祉をはかることを目的とする児童福祉施設である（この基本的な考え方については認定こども園についても同様である）。 本講では、このような目的を達成するための保育者の動きを中心とした保育のあり方の基本について考える。
子どもの権利・主体としての子ども 講師：関西大学 教授 山縣 文治 氏 (本講座運営委員長)	教育・保育施設等における保育は、子どもの育つ権利を保障するものであり、平成28年の改正児童福祉法では、児童が権利の主体であることが明記された。これまでの福祉サービスが擁護してきた権利は、多くの場合、保護的福祉観に基づくものであり、受動的な権利を中心とするものであった。 児童の権利に関する条約は、子どもの能動的権利として保障すべきことを明らかにしている。教育・保育施設等では、このような実践をどのように工夫するかが求められる。また、時として施設内で子どもの人権侵害が起こることもある。 本講では、子どもの権利を保障する保育とは何か、一方で子どもの権利を侵害しないような体制づくりはどのようにすべきかなどについて考える。
保育をめぐる国の動向 —子ども・子育て支援新制度の実施状況と今後について—(仮) 講師：厚生労働省 保育課	保育をめぐる国の動向等について、子ども・子育て支援新制度の実施状況およびその内容、今後の見通しなどを学ぶ。
保育の理念と実践哲学 講師： 前 東京家政大学 特任教授 全国保育士養成協議会 常務理事 網野 武博 氏	本講では、施設長をはじめとする保育実践者に求められる保育観について考える。 保育実践者が、一人ひとりの児童を尊厳をもった人格主体としてとらえ、「子どもの最善の利益」を考慮し、すべての子どもの個性と可能性を尊重することを通して、豊かな成長発達を保障するという児童観に基づく保育の理念、保育のあり方について探求する。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設長のあり方 (リーダーシップ等) 講師：神奈川県立保健福祉大学 顧問・名誉教授 山崎 美貴子 氏	教育・保育施設長には、児童の最善の利益を尊重する保育観を基に、運営の理念の構築、子どもが安心して遊び、生活できる環境づくり、質の高い保育を推進するための人材育成等、今日の社会の保育・福祉ニーズに応える教育・保育施設等の責任者としてのリーダーシップを果たすことが求められる。 本講では、これら施設長に求められる役割・責務など、施設長のあり方を考える。
改定保育所保育指針の理解 講師：東京大学 名誉教授 前 白梅学園大学 学長 汐見 稔幸 氏	教育・保育施設長として、保育所保育指針の理解を進めることは、指針に基づいた保育の実践や職員の資質・専門性の向上に資するものである。 指針の改定にともない新たに示された保育所児童保育要録の意義も含め、指針の理解を実践へ活かすことが、より質の高い保育につながることを学ぶ。

2 プログラム(2) **「新たな保育サービスの開発」** **2019(平成31)年1月29日(火)～31日(木)**
 定員：200名
 会場：新横浜国際ホテル

1月29日(火)

11:50	12:50	14:20 14:40	16:10 16:30	18:00
受付	保育をめぐる最新動向 ー福祉の視点を中心にー (柏女 霊峰)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅠ ースーパーバイザーとしての力量を高める①(※)ー (佐賀枝 夏文)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅠ ースーパーバイザーとしての力量を高める②(※)ー (佐賀枝 夏文)	

1月30日(水)

9:30	11:00 11:20	12:50	13:40	15:10 15:30	17:00
教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ ー配慮が必要な子どもへの支援、障害児保育の理解①(※)ー (安梅 勲江)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ ー配慮が必要な子どもへの支援、障害児保育の理解②(※)ー (安梅 勲江)	昼食	子育て支援の総合的拠点(プラットフォーム)としての教育・保育施設 ー地域子育て支援の展開と相談機能の充実①(※)ー (金子 恵美)	子育て支援の総合的拠点(プラットフォーム)としての教育・保育施設 ー地域子育て支援の展開と相談機能の充実②(※)ー (金子 恵美)	

1月31日(木)

9:00	10:30 10:50	12:20	13:10	14:40 15:00	16:30
教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ ー保護者(家庭)支援の理解①(※)ー (倉石 哲也)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ ー保護者(家庭)支援の理解②(※)ー (倉石 哲也)	昼食	教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ ー全体的な計画の編成と展開の評価①(※)ー (小川 清美)	教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ ー全体的な計画の編成と展開の評価②(※)ー (小川 清美)	

- 参加者は、受講後(後日)に縦括レポート(A4 1～2枚程度)を提出いただきます。(表中講師名 敬称略)
- 表中、講座名に「(※)」が付された5つのテーマが、レポート対象講義です(うち1つを選択いただきます)。
- 提出されたレポートについて、5テーマの講師が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

○プログラム(2) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
保育をめぐる最新動向 ー福祉の視点を中心にー 講師：淑徳大学 教授 柏女 霊峰 氏	子ども・子育て支援新制度の施行動向を確認したうえで、平成28年の改正児童福祉法、保育人材確保対策、処遇改善、社会福祉法人制度改革など、これからの保育所および認定こども園に関する動向、今後の方向性について学ぶ。 さらに、保育所保育指針と幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく実践のために、改定(改訂)のポイント等について学ぶ。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅠ —スーパーバイザーとしての力量を高める—</p> <p>講師：大谷大学 名誉教授 佐賀枝 夏文 氏</p>	<p>教育・保育施設等は、子どもの養育や教育の方法といった子どもの育ちや子育てに関する様々な相談に対応しなければならない。特に近年の地域社会や家庭生活の変容が養育環境に及ぼす影響は大きい。子育てに関する不安や負担を抱えている保護者が多くなっていることも事実であり、子どもの生活を守り、発達を保障するという教育・保育施設等に求められる相談援助の専門性は高くなっている。</p> <p>相談への対応は個別的な対応が中心になるが、親同士の小集団が作られることで、不安や戸惑いの軽減が実現する場合もある。</p> <p>また、相談内容によっては地域の専門機関との連携も必要になる。教育・保育施設等では、保護者の相談をどのように受け止め、軽減や解決に導くかという支援体制やシステムの構築が求められている。</p> <p>本講では、相談援助活動の原理と原則をおさえた上で、傾聴技術、グループを形成し活動する技術、地域との連携の技術等について学習し、教育・保育施設等における相談援助技術とその体制の構築について理解を深める。</p>
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅡ —配慮が必要な子どもへの支援、障害児保育の理解—</p> <p>講師：筑波大学 教授 安梅 勅江 氏</p>	<p>今日の教育・保育施設等は、多様なニーズを抱えた子どもとその保護者が利用している。育ちの上で課題がある子どもとその保護者を理解し、適切な支援を行うことは、教育・保育施設等の大きな使命の一つである。</p> <p>配慮が必要な子どもとは、何らかの障害や疾患を抱える子ども、情緒や知的な発達に課題を抱える子ども、家庭環境等の理由により配慮が必要な子どもなど多様である。子どもの育つ力、保護者の子育てする力をエンパワメント（湧活）する、専門職としてのさらなる力量が求められている。</p> <p>教育・保育施設等では、今日までに培われた専門性を適切に生かしつつ、環境の設定、教育・保育内容、保育教諭の関わり方など、新たな知識と保育の技術を習得する必要がある。また個別の指導計画は、保護者とのパートナーシップ強化への要請が高い。</p> <p>本講では、多様な子どもの保護者のニーズに応える、根拠に基づく新たな専門性の構築について学ぶ。</p>
<p>子育て支援の総合的な拠点（プラットフォーム）としての教育・保育施設 —地域子育て支援の展開と相談機能の充実—</p> <p>講師：日本社会事業大学 教授 金子 恵美 氏</p>	<p>教育・保育施設等は地域に密着した児童福祉施設であり、他の組織や団体および専門職の役割を知り、相互理解を深めなければならない。特に近年は地域全体で子育てを支援することが必要とされており、このために子育て支援の総合的な拠点としての教育・保育施設等のあり方について学ぶとともに、子育て支援ネットワークづくりの意義と方法を理解することが求められる。</p> <p>本講では、地域に向けての説明責任（情報発信・社会的認知）や、地域の専門職や地域住民と連携・協働を深めていくための基本的技術などを学んだ上で、地域社会資源の育成や、地域ニーズをキャッチし、地域の共通認識としていくための知識と方法を理解する。</p> <p>また、このようなネットワークに関する知識と技術を基盤として、地域ニーズに応じた新たなネットワークを開発・構築する力を培う。</p>
<p>教育・保育施設長としての実践への関わりⅢ —保護者（家庭）支援の理解—</p> <p>講師：武庫川女子大学 教授 倉石 哲也 氏</p>	<p>教育・保育施設等は、保護者と緊密な関係を結び、協力して子どもの育ちを支えていくと同時に、子どもの育ちや子育てに関する専門職として、保護者を支援しなければならない。特に近年は家族形態や家庭状況が多様化していることについて理解を深め、保護者支援についてのスキルアップをはかることが求められている。</p> <p>本講では、保護者支援の意義について理解した上で、保護者とのパートナーシップによる保育の方法や、様々なニーズを持つ保護者への支援、さらには課題を抱えた保護者への対応について、専門性を高める。</p>

テーマ・講師名	内容、獲得目標
教育・保育施設長としての実践への関わりⅣ ー全体的な計画の編成と展開の評価ー 講師：大妻女子大学 教授 小川 清美 氏	改定保育所保育指針において、保育の目標を達成するためには、子どもの発達を見通しながら、保育の方法および環境に関する基本的な考え方にに基づき、計画性のある保育を実践することが必要とされている。全体的な計画は、子どもの最善の利益の保障を第一義とする保育所保育の根幹を示すものであり、指導計画やその他の計画の上位に位置付けられている。 幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、全体的な計画について、教育と保育を一体的にとらえ、在園期間の全体にわたり、園の目標に向かってどのような過程をたどって教育および保育を進めていくかを明らかにするものであり、子育て支援と有機的に連携し、園児の園生活全体をとらえ、作成する計画とされている。 本講では、全職員の共通認識のもと、計画性をもって保育を展開するための全体的な計画の編成と展開、また評価について考える。

3 プログラム(3) **2018(平成30)年7月18日(水)～20日(金)**
「保育事業の戦略」 定員：200名
 会場：東京ベイ幕張ホール

7月18日(水)									
10.15	11.00	12.30	13.20	15.00	15.20	16.50			
受付	保育をめぐる国の動向(仮) (厚生労働省)	昼食	業務改善と福祉サービス第三者評価①(※) (大方 美香)	業務改善と福祉サービス第三者評価②(※) (大方 美香)					
7月19日(木)									
9.30	11.00	11.20	12.50	13.40	15.10	15.30	17.00	17.20	18.50
経営課題としての人材確保・育成①(※) (宮崎 民雄)	経営課題としての人材確保・育成②(※) (宮崎 民雄)	昼食	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰー事業計画・戦略、課題、マーケティング①(※) (関川 芳孝)	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰー事業計画・戦略、課題、マーケティング②(※) (関川 芳孝)	ワークショップ<<演習>> (関川 芳孝)				
7月20日(金)									
9.30	11.00	11.20	12.50						
保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱー保育の政策とマネジメント①(※) (関川 芳孝)	保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱー保育の政策とマネジメント②(※) (関川 芳孝)								

(表中講師名 敬称略)

- 参加者は、受講後(後日)に総括レポート(A4 1～2枚程度)を提出いただきます。
- 表中、講座名に「(※)」が付された4つのテーマが、レポート対象講義です(うち1つを選択いただきます)。
- 提出されたレポートについて、4テーマの講師が添削し、合格者に受講証明書を送付いたします。

○プログラム(3) 内容の詳細

テーマ・講師名	内容、獲得目標
保育をめぐる国の動向 ー子ども・子育て支援新制度の実施状況と今後についてー(仮) 講師：厚生労働省 保育課	保育をめぐる国の動向等について、子ども・子育て支援新制度の実施状況およびその内容、今後の見通しなどを学ぶ。

テーマ・講師名	内容、獲得目標
<p>業務改善と福祉サービス第三者評価</p> <p>講師：大阪総合保育大学 学長 大方 美香 氏</p>	<p>保育の「質」をどのように考えるか。信頼される園とは。教育・保育施設等が保育の質を向上し、保護者や地域から信頼される園となるために何をすべきか。</p> <p>本講では、業務改善の視点をもって、質の向上をめざすことを考えるとともに、保育の質をはかる指標としての福祉サービス第三者評価について理解を深める。</p> <p>また、園での取り組み（自己評価の重要性等）について、施設長が職員とともに業務改善をめざす方向性を考える。</p>
<p>経営課題としての人材確保・育成</p> <p>講師：(株)ナレッジ・マネジメント・ケア研究所 統括フェロー 宮崎 民雄 氏</p>	<p>教育・保育施設等が、保育の質を向上させ、子ども・保護者や地域のニーズに添えていくためには、保育士等職員の確保および資質向上とそれを支える仕組みづくりが必要である。</p> <p>特に今、人材の確保・定着を促進するためには、職員のキャリアパスの整備やキャリアアップ支援施策の具体化が重要となっており、経営者および管理者には、保育現場の職場としての魅力を高めながら、雇用につなげていくなどの取り組みが必要とされる。</p> <p>また、人材育成のためには、職員の資質向上のため、園内におけるOJTの実践方法、スーパービジョン、コーチングの技術についての理解を進めながら、園内外のトータルな研修体系を確立させることが求められる。</p> <p>本講では、経営者および管理者として、職員の確保・定着のための魅力ある職場づくりと、職場において職員のやる気を引き出し、成長を実感できる体制づくりについて考える。</p>
<p>保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅰ —事業計画・戦略、課題、マーケティング—</p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>保育をとりまく経営環境が大きく変化している。</p> <p>経営者および管理者は、外部環境の変化を分析し、自らの経営理念や使命に基づき、保育事業をどのように運営していくのか、保育士等職員に対して明確なビジョンを掲げて運営に取り組む必要がある。具体的には、中長期の事業計画を作成し、計画を具体化するための事業戦略を考えることが求められる。</p> <p>事業戦略の構築においては、地域の多様な保育ニーズを把握・分析し、地域住民から信頼され、利用者から選ばれる保育事業をめざし、マーケティングの手法に学ぶ必要がある。</p> <p>こうした計画や戦略を具体的に展開していくために、経営者および管理者は、ヒト・モノ・カネなどの経営資源をふまえ、組織内部にどのような課題があるのかを把握し、課題解決に向けてリーダーシップをとる必要もある。</p> <p>本講では、保育事業を存続・発展させる戦略づくりのための、経営者および管理者の役割について考察する。</p>
<p>ワークショップ (演習)</p>	<p>子ども・子育て支援新制度の運用状況をふまえ、保育事業の今後の経営課題について検討するグループ討議を行い、課題の共有や保育事業において必要な対応について考える。</p>
<p>保育事業経営・マネジメントの戦略Ⅱ —保育の政策とマネジメント—</p> <p>講師：大阪府立大学 教授 関川 芳孝 氏</p>	<p>子ども・子育て支援新制度は市町村が実施主体として、地域のニーズに基づき、子ども・子育て支援事業計画が策定され、給付・事業が実施されている。</p> <p>また、保育関係行政に限らず、まちづくりにおいても、市町村の政策決定のあり方が、保育事業の推進に重要な影響を及ぼすこととなり、経営者および管理者においても、地域経営の信頼されるパートナーとして、自治体の政策決定および実行に参画することが求められている。</p> <p>こうした状況のなかで、経営者や管理者は、地域の子どもの最善の利益の代弁者として、「地方版 子ども・子育て会議」への参画等、自治体や地域の関係者と相互理解を深めつつ、現実的な政策提言力を身につける必要がある。</p> <p>また、公立の保育所や認定こども園の民営化のプロセスやその課題について考察を深め、経営者および管理者の立場から地方自治体に向けてどのような政策提言をなし得るのかを考える。</p>

全国保育士会倫理綱領

すべての子どもは、豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育てられ、自ら伸びていく無限の可能性を持っています。

私たちは、子どもが現在(いま)を幸せに生活し、未来(あす)を生きる力を育てる保育の仕事に誇りと責任をもって、自らの人間性と専門性の向上に努め、一人ひとりの子どもを心から尊重し、次のことを行います。

私たちは、子どもの育ちを支えます。

私たちは、保護者の子育てを支えます。

私たちは、子どもと子育てにやさしい社会をつくります。

(子どもの最善の利益の尊重)

1. 私たちは、一人ひとりの子どもの最善の利益を第一に考え、保育を通してその福祉を積極的に増進するよう努めます。

(子どもの発達保障)

2. 私たちは、養護と教育が一体となった保育を通して、一人ひとりの子どもが心身ともに健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、生きる喜びと力を育むことを基本として、その健やかな育ちを支えます。

(保護者との協力)

3. 私たちは、子どもと保護者のおかれた状況や意向を受けとめ、保護者とより良い協力関係を築きながら、子どもの育ちや子育てを支えます。

(プライバシーの保護)

4. 私たちは、一人ひとりのプライバシーを保護するため、保育を通して知り得た個人の情報や秘密を守ります。

(チームワークと自己評価)

5. 私たちは、職場におけるチームワークや、関係する他の専門機関との連携を大切にします。

また、自らの行う保育について、常に子どもの視点に立って自己評価を行い、保育の質の向上を図ります。

(利用者の代弁)

6. 私たちは、日々の保育や子育て支援の活動を通して子どものニーズを受けとめ、子どもの立場に立ってそれを代弁します。

また、子育てをしているすべての保護者のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割と考え、行動します。

(地域の子育て支援)

7. 私たちは、地域の人々や関係機関とともに子育てを支援し、そのネットワークにより、地域で子どもを育てる環境づくりに努めます。

(専門職としての責務)

8. 私たちは、研修や自己研鑽を通して、常に自らの人間性と専門性の向上に努め、専門職としての責務を果たします。

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会
全国保育士会

○全国保育士会 食育推進ビジョン

平成 25 年 3 月 4 日
平成 28 年 9 月 13 日 一部改定
全国保育士会 常任委員会

全国保育士会 食育推進ビジョン

【前文】

「食育」は、身近な大人や他の子どもたちとの関わりの中で食事をおいしく楽しく食べることを通じて、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を育むことを目的としています。

全国保育士会では、全国保育士会倫理綱領と保育所保育指針にのっとり、会員が中心となり、保育に携わる全ての職員が「食育」に関する共通理解のもと一体的に推進するための指標として、ここに「全国保育士会 食育推進ビジョン」を策定し、さらなる「食育」をすすめます。

1. 保育実践と一体となった食育の推進に取り組みます。

食育は子どもたちの成長・発達を育むなかで必要不可欠なものであり、保育所や認定こども園等における日々の生活の中で保育と一体的に取り組みます。

2. 子どもの育ちを保障する食事の提供体制・環境を堅持した食育を推進していきます。

子どもたちにとって身近な存在である職員が、一人ひとりの状態に合わせた食事を提供し、子どもたちが作り手の顔を思い浮かべながら、おいしく楽しく食べることができる環境を守ります。また、子どもたちの食への関心が高まるよう、五感を通じて食とふれ合える機会をもてるよう努めます。

3. 食育の推進は家庭との協働によりすすめます。

子どもたちの生活や食事に関する情報を家庭と共有し、相談に応じるなど望ましい食生活について共に考え、家庭における食育を支援します。

4. 施設全体で連携し、食育の推進に取り組みます。

保育に携わる全ての職員が、保育所や認定こども園等で行う食育について共通の理解をもち、年齢に合わせた計画の目標を共有し、互いの専門性を活かしながら連携・協力して取り組みます。

5. 地域の子育て家庭への理解をすすめ、関係機関と連携・協力をして食育の推進に取り組みます。

在宅の子育て家庭の乳幼児の食に関する相談に応じるなど、専門性を活かした助言や支援を行います。また、地域の保健医療機関等と必要な情報を共有し、地域全体で連携して食育に取り組みます。

○主任保育士・主幹保育教諭特別講座 集中科目・講師一覧

科目	内容	講師(敬称略)
子ども家庭福祉の動向	<p>社会福祉の体系およびノーマライゼーションやウェルビーイング等の基本的概念を学ぶとともに、子ども家庭福祉の意義、法制度、実施体制、最近の動向について学び、あらためて保育専門職のあり方について学ぶ。</p> <p>また、「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定適用をふまえ、保育所および幼保連携型認定こども園における子育て支援や、教育および保育に関する全体的な計画の策定についても学ぶ。</p>	<p>淑徳大学 教授 柏女 霊峰</p>
保育専門職に求められるソーシャルワーク	<p>対人援助の専門職に求められるソーシャルワークならびに、子どもや保護者に対する支援を行う際の多角的な視点について、課題解決に向けた援助や、組織におけるスーパーバイザーの役割を果たしつつ、一人の専門職として成長できるよう支援する方法を、演習を交えて学ぶ。</p>	<p>一般社団法人 全国保育士養成協議会 会長 山崎 美貴子</p>
地域子育て支援の拠点としての役割	<p>地域子育て支援の拠点として、関係機関や地域住民とどのように協働していくのか、また、その際に各関係機関との連携の核である主任保育士等リーダー的立場の職員が果たすべき役割を学ぶ。</p>	<p>武庫川女子大学 教授 倉石 哲也</p>
家庭(子育て)支援	<p>保護者とともに子どもの連続した発達を支えるために必要な家庭(保護者)支援の方法や視点について学ぶとともに、支援の際の主任保育士等リーダー的立場の職員としての役割、責務を学ぶ。</p>	<p>日本社会事業大学 教授 金子 恵美</p>
保育の計画	<p>一人ひとりの子どもの育ちを理解し、発達の連続性をふまえたうえで、保育の計画をたて、さらにPDCAサイクルのもと、カンファレンスや自己評価をとおして保育の振り返りを行い、日々の保育につなげる際の主任保育士等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。</p>	<p>湘南ケア アンド エデュケーション研究所 所長 増田 まゆみ</p>
乳児保育	<p>乳児の健康と安全を守るための職員の連携、また、乳児の情緒の安定に向けての保育者の関わりに対する主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員のはたらきかけや、保護者支援等を学ぶ。</p>	<p>東京家政大学 准教授 堀 科</p>
障害のある子どもと保護者の支援	<p>障害のある子どもや保護者の支援について、職員間、家庭、地域や専門機関等との連携をどのようにはかるべきなのか、および、障害を理解し保育を展開するために取り組むべきこと、またそのことに対する主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員の役割について学ぶ。</p>	<p>日本社会事業大学 地域貢献センター 特任教授 小沼 肇</p>
対人援助におけるコミュニケーションとリスクマネジャーとしての役割	<p>対人援助におけるコミュニケーションの基本を学ぶとともに、保育におけるリスクマネジャーとして、起こりうるリスク(ケガ、深刻事故、保護者対応)に関する重要点を理解し、職員間および保護者との情報の共有化、リスク低減に資するコミュニケーション、地域や関係機関との連携、体制づくりにおける役割と実際の行動、災害時の役割について学ぶ。</p>	<p>NPO 法人 保育の安全研究・教育センター 代表/心理学博士 掛札 逸美</p>
現代保育課題	<p>人権に関する動向・基礎的知識を学び、実践現場で人権意識が問われる場面等を通して実践的に学ぶ。</p>	<p>東京都人権啓発センター 講師 竹内 良</p>
保育士会活動	<p>全国保育士会倫理綱領について学び、保育士会活動について理解するとともに、主任保育士・主幹保育教諭等リーダー的立場の職員に期待される役割について学ぶ(本講座の意義、位置づけの説明を含む)。</p>	<p>全国保育士会 会長 上村 初美</p>
レポート・論文の書き方	<p>レポート・研究論文の書き方について、基本的な考え方や執筆時の約束事等について学ぶとともに、研究テーマを検討する際の視点、研究のすすめ方について学ぶ。また、研究をすすめるにあたって、研究対象者に対する倫理的配慮についても学ぶ。</p>	<p>岡崎女子大学、 岡崎女子短期大学 学長・教授 林 陽子</p>
本講座を受講して	<p>本講座を受講して、受講生自身が感じた、レポート提出の手順や留意すべき点、修了論文のテーマ設定のポイント、講座全体のスケジュール、他受講生とのかかわり等、本講座における姿勢を体験談から学ぶ。</p>	<p>第29期修了生 わらしべ第二保育園(埼玉県) 主任保育士 山田 清佳</p>